

平成31年1月 和水町農業委員会 総会 会議録

1 開催日時 平成31年1月11日（金） 午後1時30分から午後2時22分

2 開催場所 和水町役場 本庁3階 大会議室

3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（8名）

会 長	1 番	荒木 政士			
会長代理	2 番	甲斐 正晴			
委 員	4 番	本山 圭司	5 番	有働 憲一	6 番 石原 由紀
	7 番	内田 耕臣	8 番	金栗 孝義	10 番 亀崎世志矢

4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（3名）

3 番 平山 正光 9 番 池田 好博 11 番 上妻美津子

5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（14名）

菊水中央区域	猪口 琢真		
菊水南区域	上田 憲一	前淵慎一郎	
菊水東区域	川原 京一	庄山 慶司	
菊水西区域	坂本 正則	福永 泰信	
緑区域	上妻 芳樹	牛島 繁	
神尾区域	渡辺 秀敏	古閑原秀春	中畑 昇
春富区域	三串 直人	柿原 学	

6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（3名）

石原 武則 竹下 周三 渡辺 陽三

7 日 程

- 1 開 会
- 2 会議成立宣言
- 3 会長挨拶
- 4 議事録署名委員の指名
- 5 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について
- 6 報 告
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

6 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（3名）

事務局長 松尾 修
係 長 渡邊 豊和
参 事 庄山桂太郎

7 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0名）

8. 会議の概要
事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。
「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、平成31年1月 和水町農業委員会総会を、開会します。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。
総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳っております。

本日は、11名中8名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、
「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳っておりますので、会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。

和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、
2番 甲斐会長代理 と 4番 本山委員 に、お願いします。

議長 荒木

5 議事

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、
議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。
農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に

記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

——— 事務局が、申請番号 1～4 について説明 ———

申請番号 1 売買 水田 肥培管理

申請番号 2 売買 水田 肥培管理

申請番号 3 贈与 田畑 保全管理

申請番号 4 売買 栗畑 肥培管理

以上の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。

申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。

申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。

農業委員会が定める30aを、上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。

取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

6番 石原

申請番号3の譲渡人は、財産の整理をされているとのことですが、先月の案件は売買、今月は贈与ですが、その理由はどうしてですか？

事務局 松尾

先月の案件は、売買が成立するほどの耕作価値がある水田だったのですが、今月の案件は、それほど耕作価値がある農地ではなかったため、売買が成立しなかったので、贈与に至ったとのことでした。

6番 石原

譲渡人と譲受人は、姓が同じですが漢字が違うので、親戚ではないということですね。

事務局 松尾

はい、そうです。譲渡人がその地区の方で、譲受人を探された結果です。

議長 荒木

お金にならないような農地を、保全管理できるのだろうか。

事務局 松尾

耕作はされなくて、草刈り等の管理はされます。

議長 荒木

他にありませんか。
無いようですので、採決をします。
議案第1号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第1号については、原案のとおり決定しました。
次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題とします。
今回、申請番号1は、 委員が申請された案件です。
議事参与の制限がありますので、 委員の退席をお願いします。
退席の前に一言あれば、お願いします。

柿原推進委員

はい。すみません。この案件につきましては、私の身勝手な行動により、皆様に迷惑をおかけします。申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

—— 委員、退室 ——

議長 荒木

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。

—— 事務局が、申請番号 1 について説明 ——
申請番号1 事務所・トイレ

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

本件は、既に着工済みであるため、始末書が添付してあります。
申請人は、退職をされてから、薪の販売を始められました。
その薪販業の事務所として、時間があるときに、ご自分で建築されています。まだ、完成はされていません。
水田は、農地法の許可を受けなくてはいけないとの意識がありましたが、畑については、意識しなかったとのことでした。
着工前に、転用許可を受けなければいけなかったと、反省をされています。

給水は、集落の共同水道から給水され、汚水及び雑排水は、東側の既存の排水路へビニール管にて排水されます。トイレは、簡易水洗の為、汲み取りをされます。

雨水は、土地の傾斜により集水され、既存の南側側溝へ排水されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。
まず、「農地区分」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しています。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、預金通帳の残高を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」についても、平成31年6月末日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。転用済みです。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断して、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周囲農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
申請番号1について、9番 池田委員の報告をお願いします。

事務局 松尾

池田委員から、急用が入り、急遽、欠席をされるとの連絡がありました。現地確認の報告を事務局へ依頼がありましたので、代読させていただきます。

「申請番号1について、9番 池田が報告します。
1月8日に、私と、事務局で現地確認を行いました。
申請人も立ち会われました。
申請地は、上和仁区の野中公民館から南西へ150mほど行った畑です。
外見は、ほぼ完成した事務所と、建築中のトイレがありました。
周囲は、申請人の山林と畑であり、日照、通風など、営農上への支障はないと考えます。
審議方、よろしくお願いします。」との伝言を受けています。

議長 荒木

ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と現地確認委員からの報告がありました。
議案第2号につきまして、皆様方から何か質問等がありましたら、お願いします。
この件につきましては、着工されているとのことで、本人様からもあったように、ひとつの是正ということで、今回の申請に至っていますので、よろしくお願いします。何かありませんか？

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第2号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
よって、議案第2号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

委員の入室を、お願いします。

—— 委員、入室 ——

議長 荒木

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。

事務局 松尾

申請番号 1 について、事務局の説明をお願いします。

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。

—— 事務局が、申請番号 1 について説明 ——

申請番号 1 所有権移転（売買）・進入路

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

譲受人は、申請地の先に、畑を 2 筆（3994・3995 番）持っていますが、進入路がなく、保全管理地となっていました。

今回、退職を機会に、申請地を進入路として購入し、耕作される予定です。

進入路のため、給水・排水は発生しません。雨水は、先の畑 2 筆へ流れるように勾配を取り、農地内で処理できるようにされます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、上水道と下水道が埋設してある道路の沿道区域であり、申請地から概ね 500m 以内に 2 以上の公共施設（和水町立病院と菊水中学校）が存在する市街地化の傾向が著しい区域にある「第 3 種農地」に該当しますので、原則、許可となります。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、残高証明書を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、平成 31 年 3 月 31 日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、進入路であり、周囲農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。

議長 荒木

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
申請番号 1 について、2 番 甲斐会長代理 の報告をお願いします。

2 番 甲斐

申請番号 1 について、2 番 甲斐 が報告します。

1 月 9 日に、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、原口のヤマト運輸の東側 50m 程にある畑で、保全管理してありました。

事務局から説明があったとおり、先の畑へ行くには、進入路がなく、保全管理のみの状態でした。

進入路ということで、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

次に、申請番号 2 について、事務局の説明をお願いします。

—— 事務局が、申請番号 2 について説明 ——
申請番号2 所有権移転（売買）・駐車場及び資材置場

譲受人は、繊維製品や合成樹脂等の製造・加工・販売会社であり、工場と隣接した申請地を従業員駐車場と資材置場として、転用されるものです。当面は、従業員駐車場と資材置場として利用し、将来的には、老朽化した工場の建替用地として利用したい意向です。

従業員駐車場と資材置場のため、給水・排水は発生しません。
雨水は、自然浸透され、余り水は南側の既存側溝へ放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は残高証明書を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、平成31年4月30日までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として、資材搬入用の大型トラックの転回用地も必要とのことで、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周囲に農地は無く、農地への日照、通風など、営農上への支障はありません。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、申請番号2について、2番 甲斐会長代理 の報告をお願いします。

2番 甲斐

申請番号2について、2番 甲斐が報告します。
1月9日に、私と、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、竈門の蛇田の交差点から県道玉名山鹿線を南へ300mほど行った県道沿いの畑で、譲受人の会社敷地と隣接しており、現況は、保全管理してありました。
土砂搬入のない、整地のみの事業であり、周囲には農地は無いので、営農上への支障はありません。
審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

次に、申請番号3 について、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

—— 事務局が、申請番号 3 について説明 ——
申請番号3 所有権移転（売買）・太陽光発電設備

経緯としましては、譲渡人が太陽光発電用地として、申請地を売却希望され、宅地建物取引士へ依頼し、宅建業者が広告を出したところ、譲受人が購入・転用を希望されたとのことでした。

太陽光発電施設のため、給水・汚水及び生活雑排水はありません。

雨水は、従来どおり、自然浸透とされます。余水は、西側と南側の既存側溝へ放流されます。

申請地内には、防火水槽が埋設してありますが、役場総務課の担当者へは連絡済みで、防火水槽用地は除いて、太陽光発電設備を建設される計画です。

また、火災等の有事の際や防火水槽の点検等の時には、地元消防団等が

自由に使用してよいとのことです。

被害防除には、十分注意され、万一被害等が生じた場合には、責任を持って対処されるとのことです。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第２種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、融資証明書を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、平成３１年５月末日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周囲に農地は無く、農地への日照、通風など、営農上への支障はありません。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、申請番号３について、古閑原推進委員 の報告をお願いします。

古閑原推進委員

申請番号３について、古閑原 が報告します。

１月８日に、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、菰田橋から平野方面へ６００ｍほど行った県道玉名立花線沿いの畑で、保全管理してありました。

申請地内には、防火水槽がありますが、役場担当者へは連絡済みで、防火水槽用地を除いて、太陽光発電設備を建設するとのことでした。

周囲に農地は無く、営農上への支障はありません。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第３号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第３号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 荒木

ありがとうございました。

よって、議案第３号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

議長 荒木

次に、議案第４号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を議題とします。

この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第４号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。

各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」につい

ては、総会資料のとおりですので、ご覧ください。
「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。
借人・貸人の敬称は、略します。

——— 事務局が、申請番号 1～10 について説明 ———

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、議案第 4 号について説明がありました。
議案第 4 号 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

6 番 石原

申請番号 3 ですけれども、熊本市の方が借りていらっしゃるんですが、主な経営作物がスイカですが、この方は、1 筆だけ通って耕作されているのですか。

事務局 渡邊

いいえ、違います。申請地近くの一角も作られています。奥さんの実家が、こちらの方にありまして、通って作っていらっしゃいます。こちらでは、水稻だけ作られています。自宅の近くで、スイカを作られています。

議長 荒木

他にありませんか。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第 4 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第 4 号については、原案のとおり決定しました。
これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。
無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 松尾

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

7 ページに、今回の案件の一覧表を掲載していますので、ご覧ください。

7 その他（連絡事項）

事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、平成 31 年 1 月 和水町農業委員会総会を、閉会します。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 2 番

署 名 委 員 4 番

会議録調製者 松尾 修
本誌 表紙共 6 枚